

舞鶴市発注の建設工事における 技術者等の配置(兼任)に関する取扱い (概要)

- I. 同一の専任の主任技術者が管理できる範囲
- II. 現場代理人の複数工事への兼任を認める条件

【主な内容】

	概要
専任の主任技術者	近接関連工事※1であれば2件まで兼任可能(舞鶴市内)
現場代理人	非専任工事※2又は近接関連工事であれば2件まで兼任可能(舞鶴市内)

(従来は、合併入札、追加工事(随契)の場合のみ兼任可能)

【兼任条件】

条 件	技術者非専任工事のみ の場合		技術者専任工事を含む 場合 (監理技術者を配置する工事を除く)	
	舞鶴市内	左記 以外	舞鶴市内 近接関連工事	左記 以外
主任技術者の兼任	可	可	★ 可 (2件まで)	不可
現場代理人の兼任	★ 可 (2件まで)	不可	★ 可 (2件まで)	不可

現場代理人が兼任する場合の共通条件

件 数 ・ 場 所	2件まで ・ 舞鶴市内
発 注 者	舞鶴市又は国、地方公共団体等の発注する工事に限る。 (舞鶴市と異なる発注機関の工事が含まれる場合は、他の発注機関が現場代理人の兼任を了承していること。)
連 絡 員	兼任する舞鶴市の工事現場に現場代理人又は連絡員が駐在すること。(連絡員は、元請業者の社員の他、一次下請業者の社員でも可能としますが、ガードマン、一次以外の下請負業者の社員等は連絡員にはなれない。)
所 在	兼任するいずれかの現場に現場代理人が駐在すること。

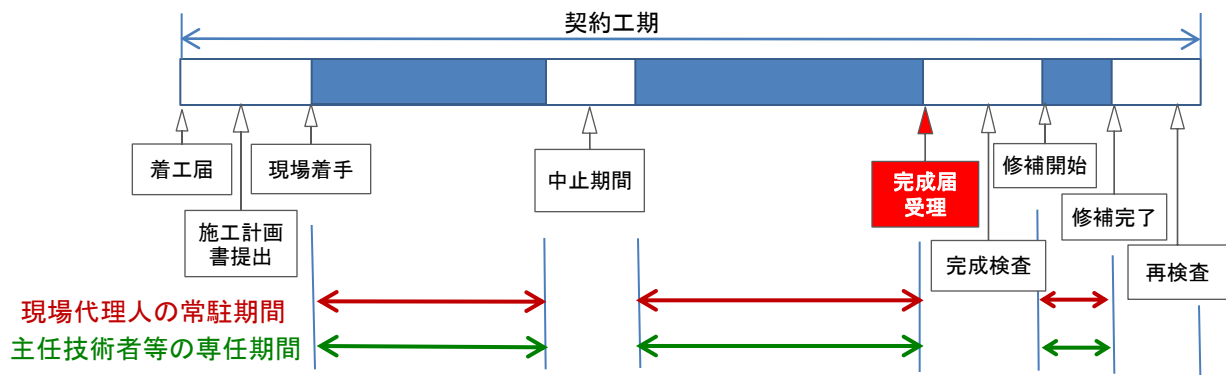
※1 「近接関連工事」

工事の対象となる工作物に一体性 若しくは 連続性がみとめられる工事 又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の間隔が10km※程度~~※~~の近接した場所であるもの

※2 「非専任工事」

請負金額が3,500万円(建築一式は7,000万円)未満の工事

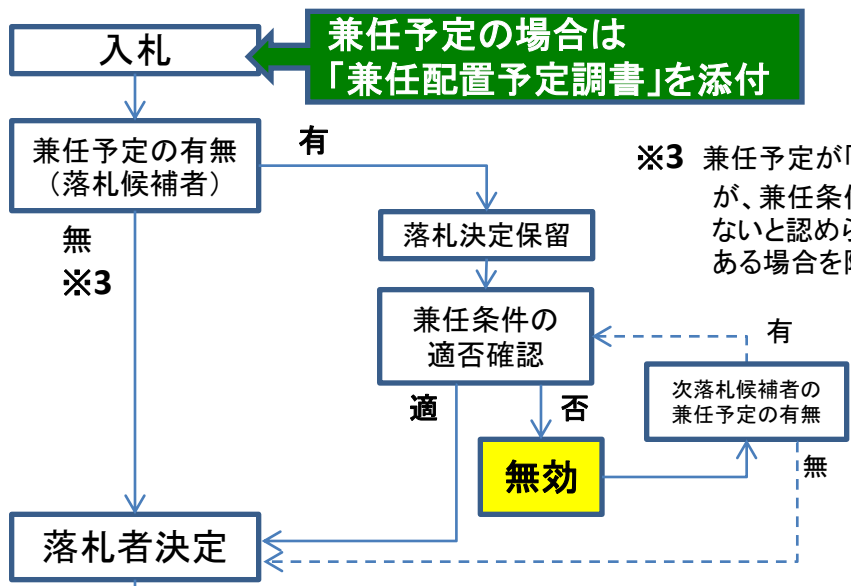
III. 現場代理人の常駐 及び 主任技術者の専任 を要する期間の取扱い



IV. 入札の無効となる条件:「兼任条件に反する場合」

兼任条件★の範囲内で他の工事※1と兼任して現場代理人又は主任技術者を配置しようとする入札者は、入札書に「兼任配置予定調書」を添付して提出してください。

※1【他の工事とは】
 ア 現場代理人又は主任技術者として配置中の工事
 イ 一般競争入札等において配置予定者として申請している工事
 ウ 同時期※2に入札が行われる工事



兼任予定の場合は「兼任配置予定調書」を添付

※3 兼任予定が「無」として落札者となった者が、兼任条件に反する理由で契約できないと認められる場合は、特別な事情がある場合を除いて指名停止とする。

※2【同時期とは】

